

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令について

令和 3 年 4 月
消 防 庁 予 防 課

【概要】

法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするため、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「電子文書法」という。）において共通する事項が定められている。

この電子文書法においては、各法令の規定により書面により行わねばならないとされている保存等について、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより電磁的方法によることができる旨が定められており、今般、その主務省令にあたる消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年総務省令第 38 号）を改正し、以下の法令、条項に係る規定の整理を行うもの。

- 1 法令で書面等によることとされている手続の電磁的記録による保存及び作成に係るもの
（別表第 1：電磁的記録による保存関係、別表第 3：電磁的記録による作成関係）

法令名	新たに追加する条項	内容
消防法施行規則 （昭和 36 年自治省 令第 6 号。以下 「規則」という。）	第 1 条の 4 第 16 項を準用する同令 第 4 条の 2 の 12 第 2 項、第 51 条の 4 第 2 項、第 51 条の 13 第 2 項	登録講習機関による自衛消防業務講習、 防災管理講習及び防災管理点検資格者 講習に係る帳簿の保存・作成
	第 31 条の 6 第 3 項	消防用設備等又は特殊消防用設備等の 維持台帳の保存・作成
	第 51 条の 12 第 1 項	防災管理維持台帳の保存・作成

- 2 法令で電磁的方法によることができるとされている手続の電磁的記録による保存及び作成に係るもの
（別表第 2：電磁的記録による保存関係、別表第 4：電磁的記録による作成関係）

法令名	新たに追加する条項	内容
消防法施行規則	第 44 条第 5 項	自主表示対象機械器具等の検査に係る 記録の作成・保存

【施行期日】

この省令は、公布の日から施行する。